令和５年
第１回市議会臨時会　議案第８号

専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第１７９条第１項の規定により，令和５年３月３１日次のとおり専決したので，議会の承認を求める。

令和５年５月１８日提出

函館市長　大　泉　　　潤

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和２５年函館市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

附則第８条の２の３中「，第６３条または第６４条」を「または第63条」に，「，第６３条もしくは第６４条」を「もしくは第６３条」に改める。

附則第８条の３第３項中「第１５条第２３項第１号」を「第１５条第２２項第１号」に改め，同条第４項中「第１５条第２３項第２号」を「第１５条第２２項第２号」に改め，同条第５項中「第１５条第２３項第３号」を「第１５条第２２項第３号」に改め，同条第６項中「第１５条第２４項第１号」を「第１５条第２３項第１号」に改め，同条第７項中「第１５条第２４項第２号」を「第１５条第２３項第２号」に改め，同条第８項中「第１５条第２６項第１号イ」を「第１５条第２５項第１号イ」に改め，同条第９項中「第１５条第２６項第１号ロ」を「第１５条第２５項第１号ロ」に改め，同条第１０項中「第１５条第２６項第１号ハ」を「第１５条第２５項第１号ハ」に改め，同条第１１項中「第１５条第２６項第１号ニ」を「第１５条第２５項第１号ニ」に改め，同条第１２項中「第１５条第２６項第２号イ」を「第１５条第２５項第２号イ」に改め，同条第１３項中「第１５条第２６項第２号ロ」を「第１５条第２５項第２号ロ」に改め，同条第１４項中「第１５条第２６項第２号ハ」

を「第１５条第２５項第２号ハ」に改め，同条第１５項中「第１５条第２６項第３号イ」を「第１５条第２５項第３号イ」に改め，同条第１６項中「第１５条第２６項第３号ロ」を「第１５条第２５項第３号ロ」に改め，同条第１７項中「第１５条第２６項第３号ハ」を「第１５条第25項第３号ハ」に改め，同条第１８項中「第１５条第２９項」を「第１５条第２８項」に改め，同条第１９項中「第１５条第３３項」を「第１５条第３２項」に改め，同条第２０項中「第１５条第３４項」を「第１５条第３３項」に改め，同条第２２項を削る。

附則第８条の４中第８項を第９項とし，同条第７項各号列記以外の部分および同項第５号中「第７条第１３項」を「第７条第１７項」に改め，同項を同条第８項とし，同条第６項の次に次の１項を加える。

７　法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第７条第１６項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　納税義務者の住所，氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては，住所および氏名または名称）

(2)　家屋の所在，家屋番号，種類および床面積

(3)　家屋の建築年月日および登記年月日

(4)　当該工事が完了した年月日

(5)　当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には，３月以内に提出することができなかつた理由

附則第１４条の２第１項中「第８項」を「第４項」に改め，同条第２項中「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」を「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」に，「令和３年度分」を「，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め，同条第３項から第６項までを削り，同条第７項中「第３０条第７項」を「第30

条第３項」に，「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め，「，当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り，「令和５年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に，「令和５年度分」を「，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に，「第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア（イ）中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と，同号ア（ウ）ａ中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」」に改め，同項を同条第３項とし，同条第８項中「第３０条第８項」を「第３０条第４項」に改め，「，当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り，「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に，「令和５年度分」を「，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に，「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア（イ）中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と，同号ア（ウ）ａ中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」」に改め，同項を同条第４項とする。

附則第１４条の２の２第１項中「第８項」を「第４項」に改める。

附則第１４条の２の３および第１４条の７第３項を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，令和５年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　次項に定めるものを除き，改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は，令和５年度以後の年度分の固定資産税について適用し，令和４年度分までの固定資産

税については，なお従前の例による。

２　令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）第２条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第６４条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）（中小事業者等が，同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を，適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例附則第１４条の２の規定は，令和５年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和４年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

２　令和元年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に取得された改正前の函館市税条例附則第１４条の２の３および第１４条の７第３項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は，令和５年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和４年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。